

我孫子市高校生等子育て給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、電力、ガス、食料品等の価格の高騰等に直面する高校生等を養育する世帯を支援するため支給する我孫子市高校生等子育て給付金(以下「給付金」という。)の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 令和4年11月1日(以下「基準日」という。)において本市の住民基本台帳に記録されている者であって、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれたものをいう。
- (2) 保護者等 高校生等の親権を行う者、未成年後見人若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親又はこれらに準ずる者であると市長が認める者をいう。

(支給対象者)

第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、基準日において本市の住民基本台帳に記録されている保護者等であって、基準日において当該者と同一の世帯に属する高校生等を養育するもの(当該者が2人以上ある場合には、そのうち1人に限る。)とする。ただし、給付金の支給を受けようとする者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、当該者について、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が基準日後に死亡した場合にあっては、既に当該支給対象者に対して給付金の支給が決定されているときを除き、当該支給対象者に対する給付金の支給額の算定の基礎となる高校生等に対し、給付金を支給する。ただし、同一の世帯に属する高校生等が複数ある場合は、それぞれ本人の分に限り支給を受けられるものとする。

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、高校生等1人につき20,000円とする。

(支給の申請等)

第5条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、令和5年2月28日までに、市長が別に定める方式により、市長に申請しなければならない。

2 支給対象者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、支給対象者が、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる方式により行う。

(1) 指定口座振込方式 支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市の窓口において現金で支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写しを提出させること等により、支給対象者本人による申請であること及び支給対象者の要件に該当することの確認を行う。

(代理による申請)

第6条 前条第1項の規定による申請は、支給対象者が指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限り、代理により行うことができる。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項又は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、別に定める様式により支給対象者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 第5条第1項に規定する申請期限までに支給対象者から同項又は第6条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、前条の規定により給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他支給対象者又は代理人の責めに帰すべき事由により給付金の支給ができなかった場合において、市が確認に努めた上で、なお市長

が別に定める日までに補正等が行われなときは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなし、支給の辞退と同様に取り扱うものとする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件を満たさないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、給付金の支給を受けた者に係る第9条に規定する給付金の返還については、同日後もなおその効力を有する。